

住吉中学校ブロック教育環境部会

第2回会議資料

日時：平成27年3月16日（月） 19：00

場所：住吉小学校 プレハブ2階会議室

【議事】

- 1 学校施設の開放について
- 2 通学路の安全対策について

【報告】

- 1 教室等の配置と導入備品について

学校施設の開放について

○ 小学校【校庭】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
平日	学校教育										学校施設使用許可											
土	学校施設使用許可																昼間校庭開放事業（こども未来局）					
日・祝																	昼間校庭開放事業（こども未来局）					
長期休業中	学校施設使用許可						昼間校庭開放事業															

○ 小学校【体育館】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
平日	学校教育										学校施設使用許可											
土	学校施設使用許可																体育館開放事業					
日・祝																	体育館開放事業					
長期休業中	学校施設使用許可																体育館開放事業					

○ 中学校【校庭】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
平日	学校教育										校庭夜間開放事業											
土	部活動																校庭夜間開放事業					
日・祝																	部活動					
長期休業中	部活動																校庭夜間開放事業					

※ 学校施設の使用は、部活動の終了時間以降に限る。

※ 夜間照明施設の利用は、18時から21時までの間に限る。

○ 中学校【体育館・武道場】

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22							
平日	学校教育										学校施設使用許可											
土	部活動																学校施設使用許可					
日・祝																	部活動					
長期休業中	部活動																学校施設使用許可					

※ 学校施設の使用は、部活動の終了時間以降に限る。

「学校施設使用許可」

- 対象施設：全学校の校庭，体育館，武道場
- 対象者：営利目的・宗教活動・政治活動などは使用不可（登録は不要）
- 開放期間及び時間：
8時～22時（ただし，学校教育に支障のない範囲）
- 使用料：有料（市事業・公民館事業などは減免により，無料）
- 事業所管：教育委員会 教育環境課

「体育館開放事業」

- 対象施設：小学校体育館
- 対象者：原則 一般成人（事前に団体登録が必要）
- 開放期間及び時間：
土曜 14時～18時
日曜・祝日 9時～18時
- 使用料：無料
- 事業所管：教育委員会 教育環境課

「校庭夜間開放事業」

- 対象施設：夜間照明施設を設置した学校の校庭（中学校区単位に1校）
- 対象者：原則 一般成人（事前に団体登録が必要）
- 開放期間及び時間：
18時～21時（部活動の終了時間以降）
- 使用料：1時間につき 800円
- 事業所管：教育委員会 教育環境課

「昼間校庭開放事業」

- 対象施設：小学校校庭
- 対象者：児童・生徒・幼児（登録は不要）
- 開放期間及び時間：
土曜・日曜・祝日 10時～17時
長期休業日 13時～17時
- 使用料：無料
- 事業所管：こども未来局 放課後こども育成課

平成27年度の学校施設開放について

新設校

「小学校体育館」

- 体育館開放事業
（土 14:00~18:00, 日祝 9:00~18:00）
⇒体育館開放運営委員会において, 日程調整
- 学校施設使用許可
（上記以外の日時）
⇒小学校（教頭）において, 日程調整

「中学校体育館」

- 学校施設使用許可
（学校教育（部活動含む）に支障のない範囲）
⇒中学校（教頭）において, 日程調整

「校庭」

- 昼間校庭開放事業（所管：こども未来局）
（土日祝 10:00~17:00, 長期休業日 13:00~17:00）
- 学校施設使用許可
（上記以外の日時）
⇒小学校（教頭）において, 日程調整

「柔剣道場」

- 学校施設使用許可
（学校教育（部活動含む）に支障のない範囲）
⇒中学校（教頭）において, 日程調整

「注意点」

- 鍵の受け渡しは1階の受付（警備員）にて行う。
- プールについては一般開放は行わない。

現在の住吉小学校

「体育館」

- 体育館開放事業
(土 14:00~18:00, 日祝 9:00~18:00)
⇒体育館開放運営委員会において, 日程調整
- 学校施設使用許可
(上記以外の日時)
⇒小学校(教頭)において, 日程調整

「注意点」

- 鍵の受け渡しは住吉公民館にて行う。
- 開校に伴う引越し等により, 平成27年4月, 5月は使用できない。
- 校舎解体工事に伴う安全確保のため, 平成27年度は1か月~2か月間(11月頃を予定)は使用できない。また, 使用できる期間であっても, 出入口は西門のみとなり, 駐車はできない。

現在の住吉中学校

「体育館」

- 学校施設使用許可
(学校教育(部活動含む)に支障のない範囲)
⇒中学校(教頭)において, 日程調整

「校庭」

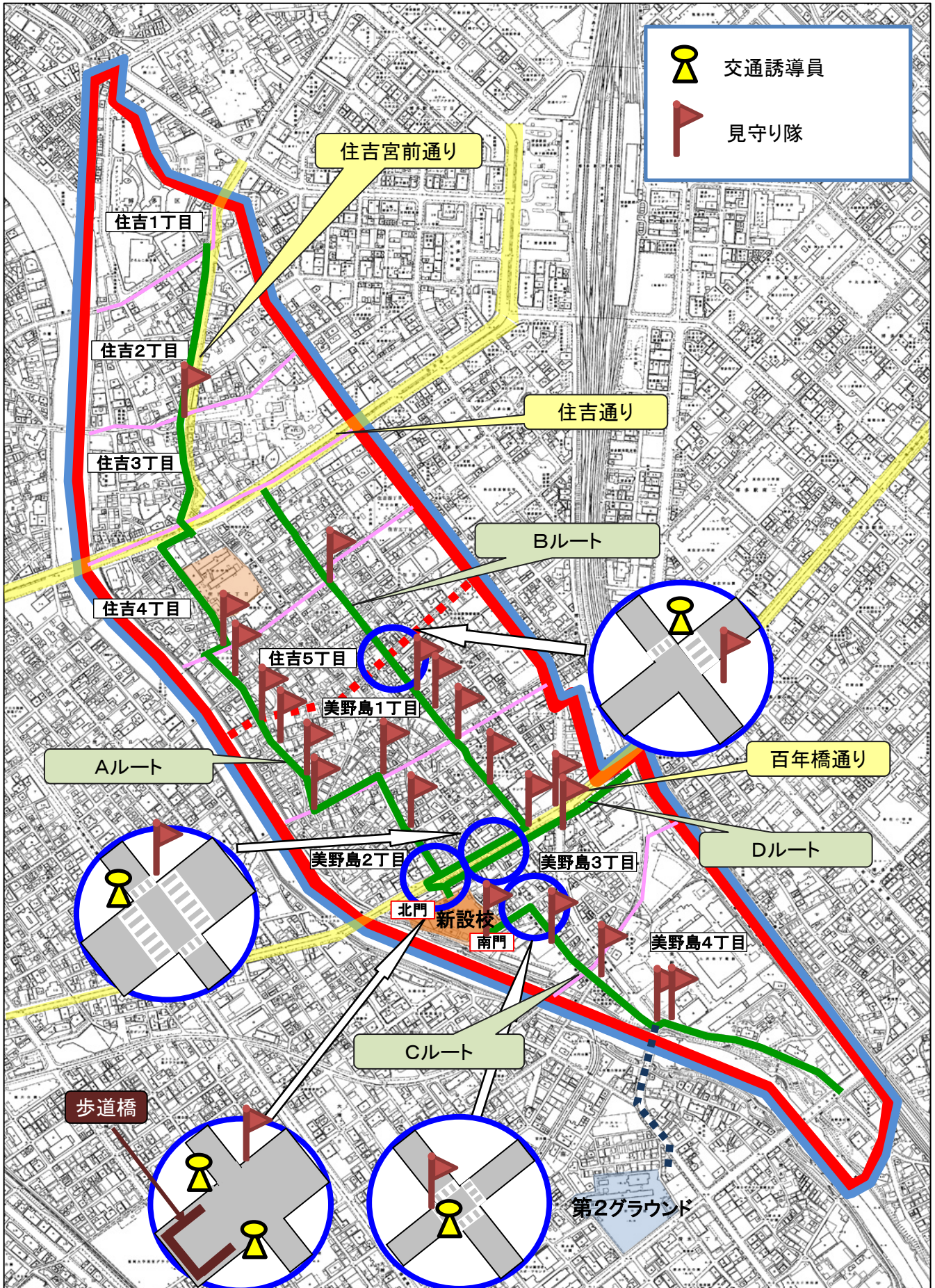
- 校庭夜間開放事業
(原則 18:00~21:00)
⇒中学校(教頭)において, 日程調整
- 学校施設使用許可
(学校教育(部活動含む)に支障のない範囲)
⇒中学校(教頭)において, 日程調整

「注意点」

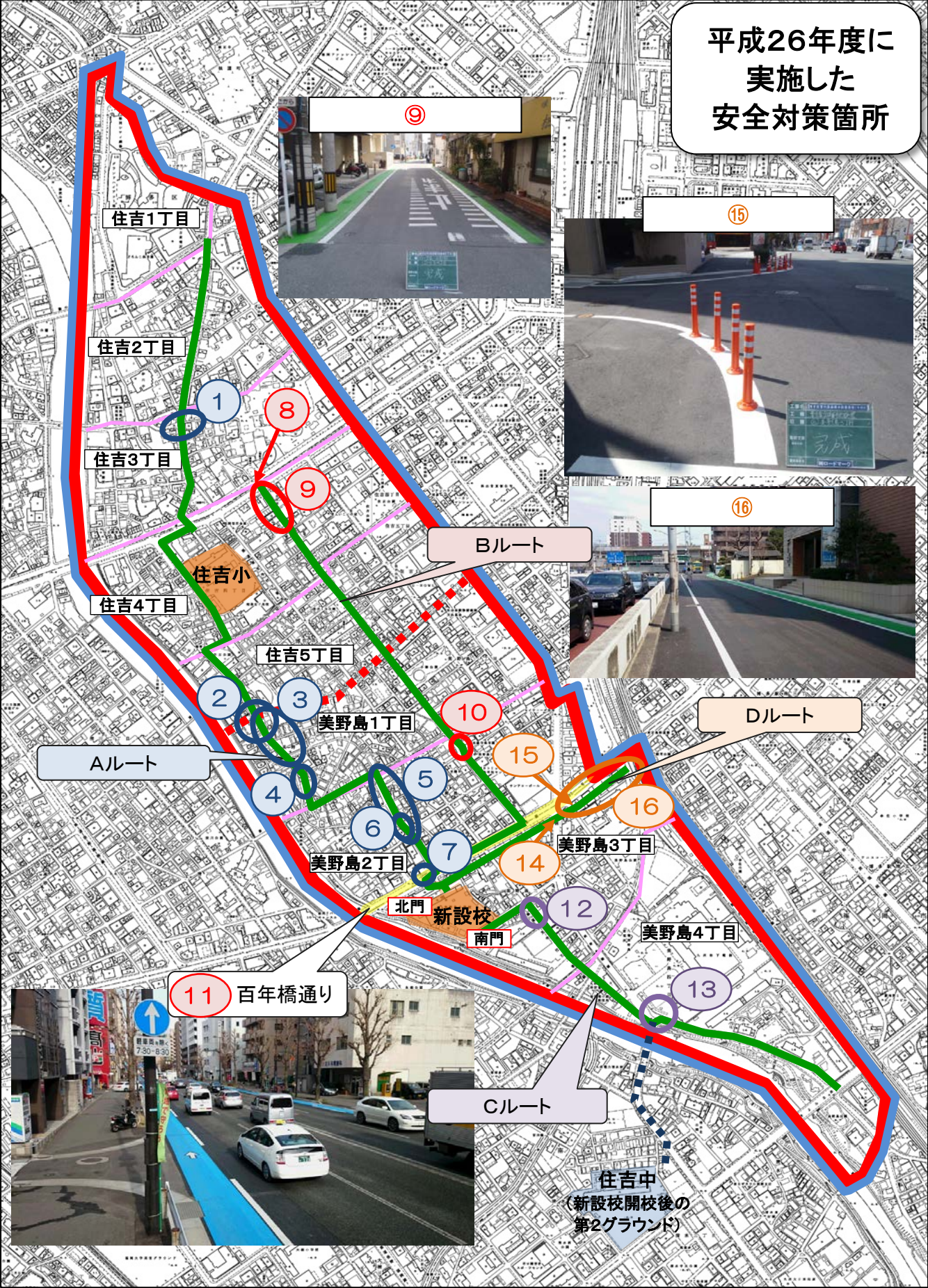
- 体育館吊り天井工事のため, 体育館は9月~11月の間使用はできない。

通学路の安全対策について

通学路の見守りについて



通学路の安全対策のための整備について



整備内容

ルート名 (仮称)	箇所	課題	対応	整備主体
A	①	住吉神社前交差点の南側横断歩道の再塗装	対応を要望し、警察にて整備済み。	警察
	②	停止線の再塗装		
	③	路側のカラー化	既存のカラー化部分を南側に約110m延長。	博多区
	④	道路幅員狭隘区間の安全対策	見通しの悪いカーブの路面を赤系色でカラー化。	
	⑤	路側のカラー化	道路西側部分の路側のカラー化。	
		⑥	横断歩道の再塗装	対応を要望し、警察にて整備済み。
A・B	⑦	歩道橋北側昇降地点における自転車との交錯	昇降地点に手すり（幅3.5m、高さ0.8m）を新規に設置。	博多区

ルート名 (仮称)	箇所	課題	対応	整備主体
B	⑧	住吉通りと現Bルートとの交差部分の安全対策	停止線の再塗装及び路面標示を整備。	博多区
	⑨	路側のカラー化	新設校の通学路となる27年度にあわせて、26年度中に路側のカラー化。	
	⑩	駐車禁止標識の設置	スーパーマミーズ横に駐車禁止標識の設置を要望し、警察にて設置済み。	警察
B・D	⑪	百年橋通り歩道の自転車との交錯	車道に自転車専用レーンを整備。	博多区

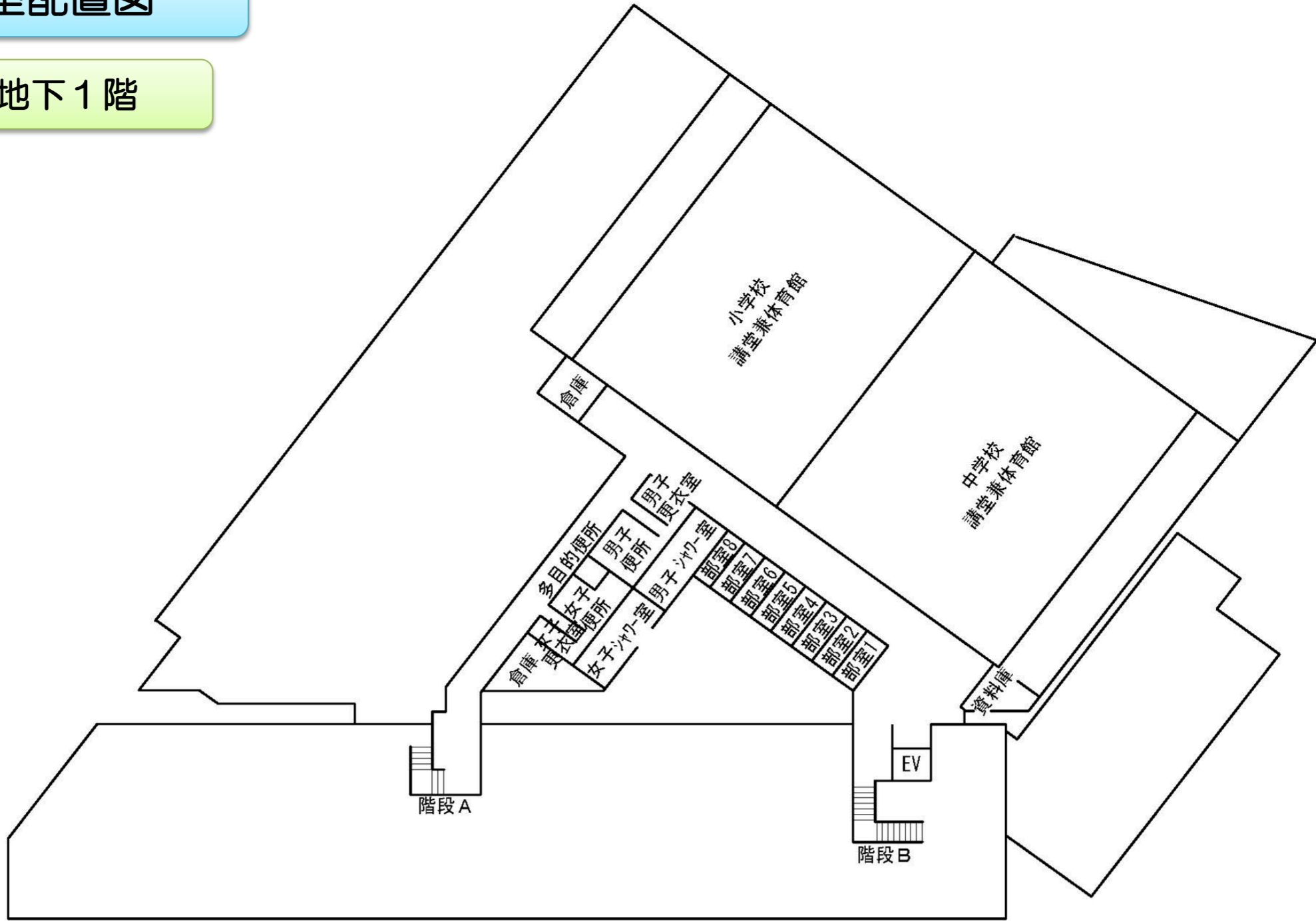
ルート名 (仮称)	箇所	課題	対応	整備主体
C	⑫	路側のカラー化の剥離	路側の再塗装。	博多区
	⑬	信号待機時における自転車との交錯	横断歩道手前に白色破線の四角形（サイズ：縦3m×横2.5m）で待機場所を明示。	

ルート名 (仮称)	箇所	課題	対応	整備主体
D	⑭	美野島交差点の安全対策	歩道の溜まり場にセイフティライト（反射板付ポール）を設置。（ペペチーノ前横断待機場所）	博多区
	⑮	交差点における車両との交錯	外側線を拡張し、外側線の上にポストコーンを設置。	
	⑯	路側のカラー化	美野島アンダーパス南側側道の路側のカラー化。	

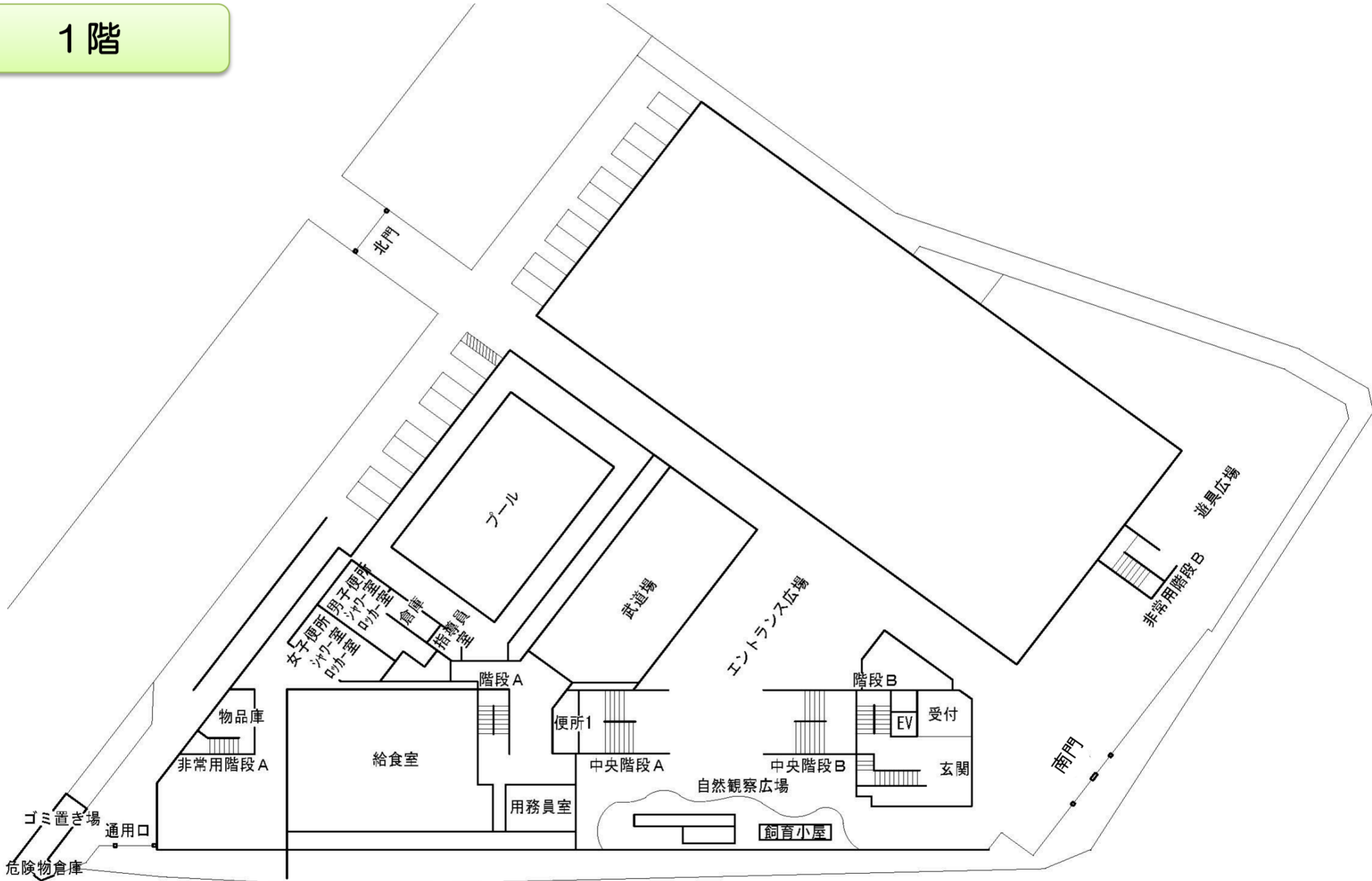
教室等の配置と導入備品について

教室配置図

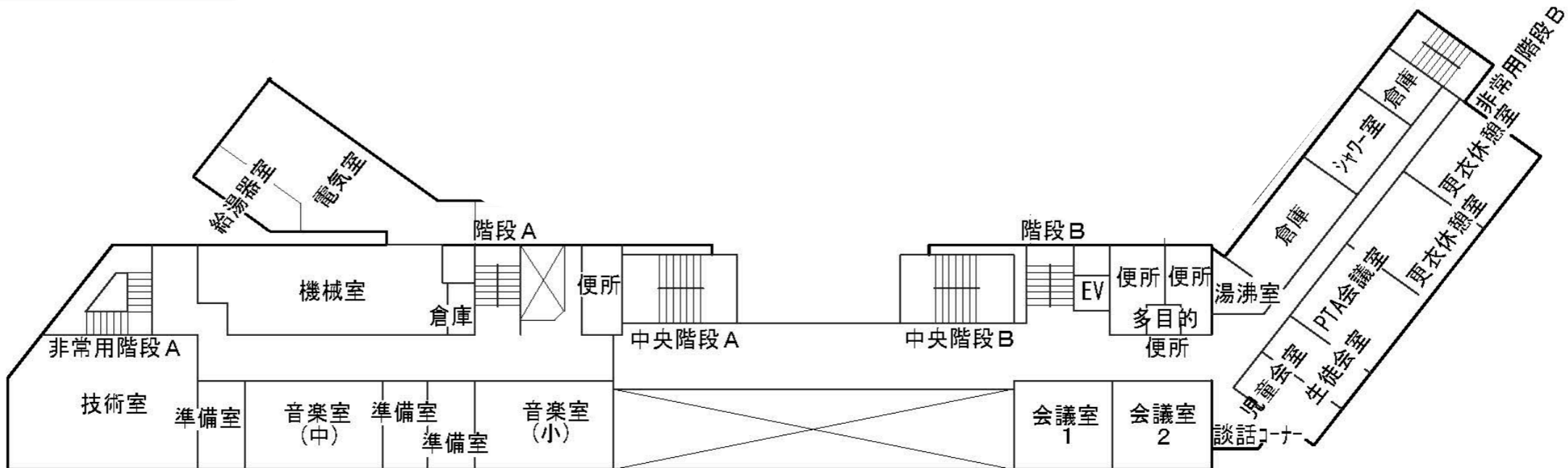
地下1階



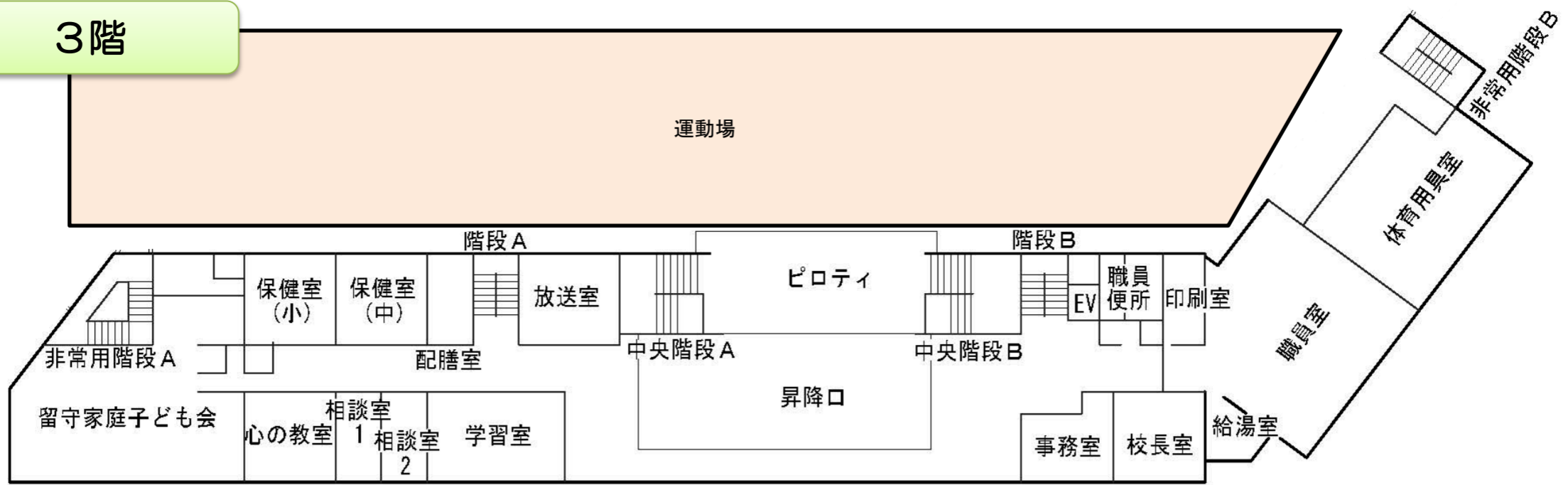
1階



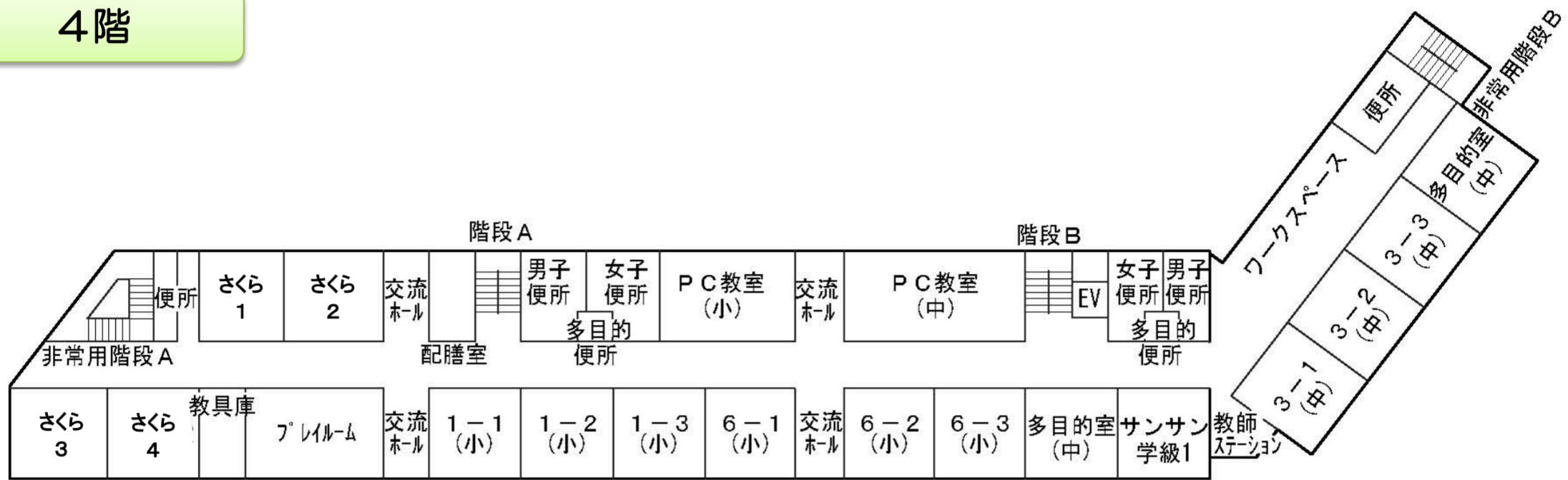
2階



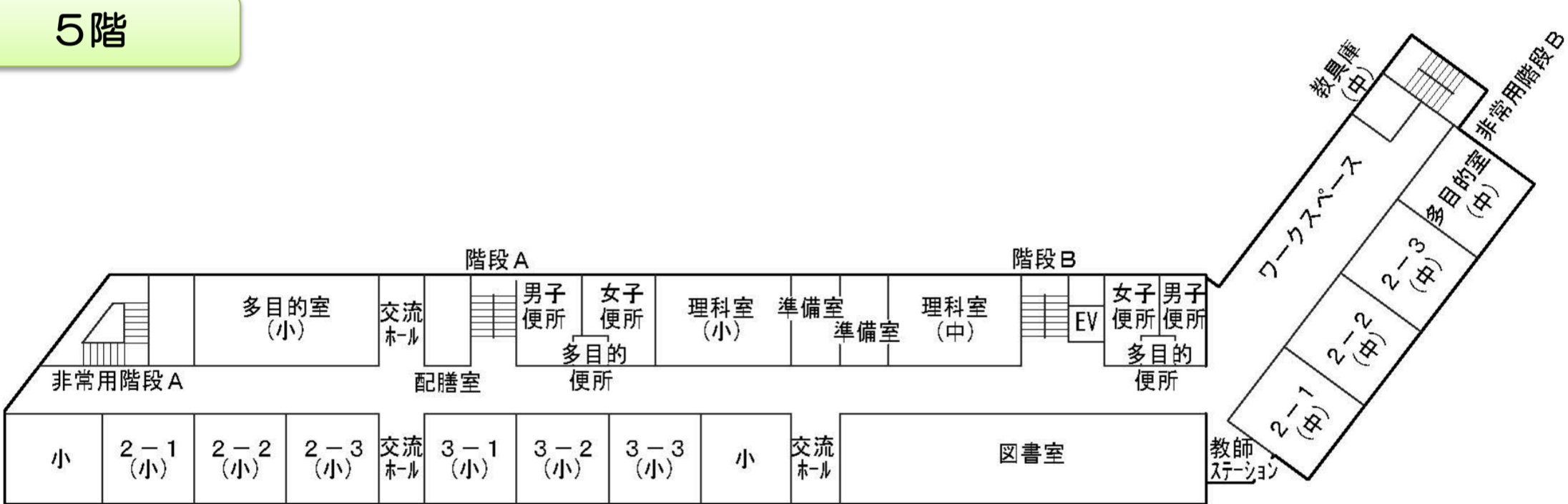
3階



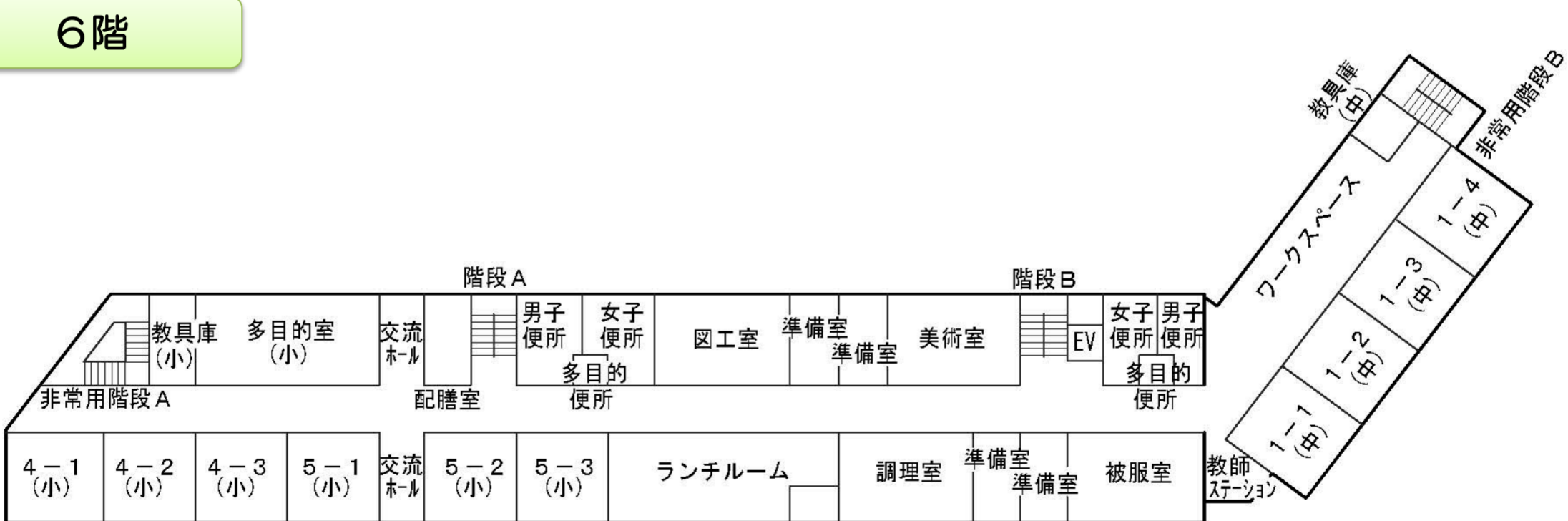
4階



5階



6階



屋上



新校舎での教育活動と導入備品

4月の開校後、円滑に学校運営が行われるよう、小中連携の取り組みや新校舎での学校生活のルール作りを行い、小中それぞれの特性を生かした体制づくりについて、検討を行った。また、円滑に学校運営を行い、子どもたちが良好に教育活動を行っていくための学校備品について、小中の教員で検討を行い、導入している。

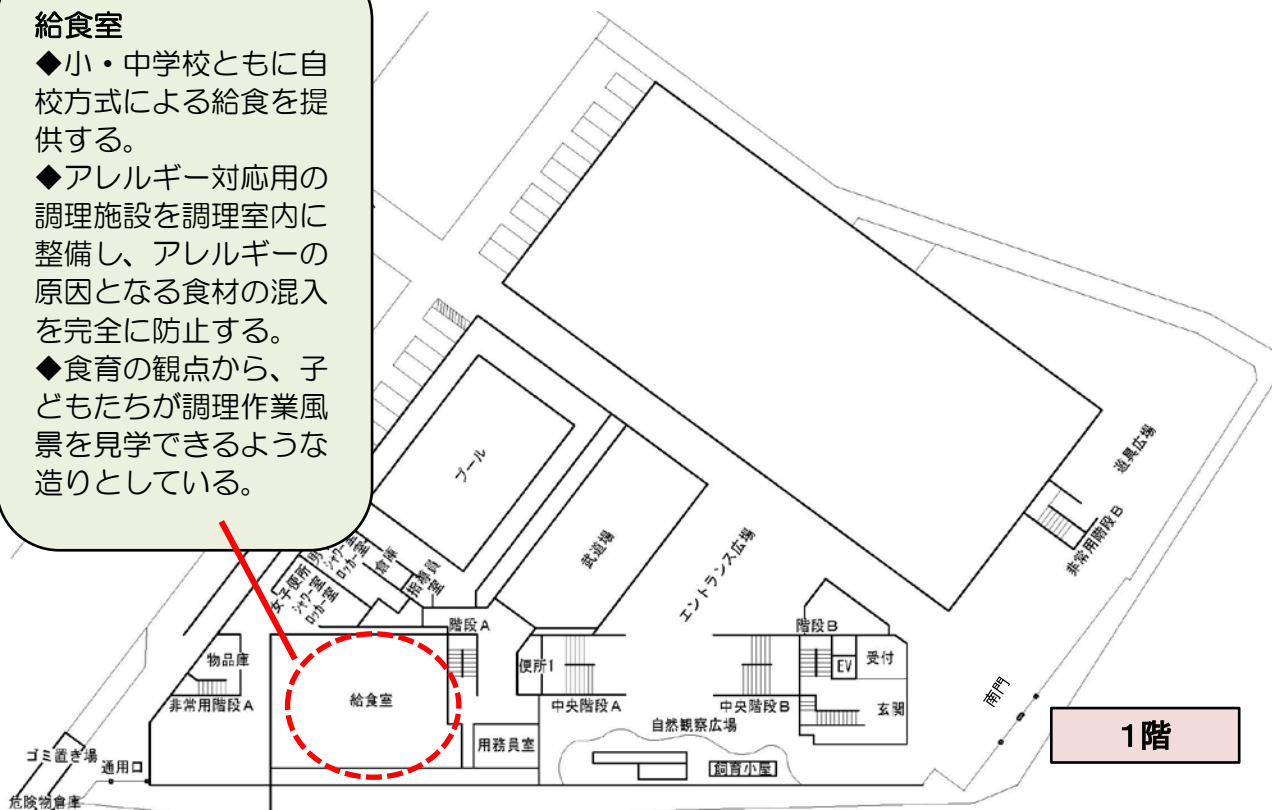
体育館

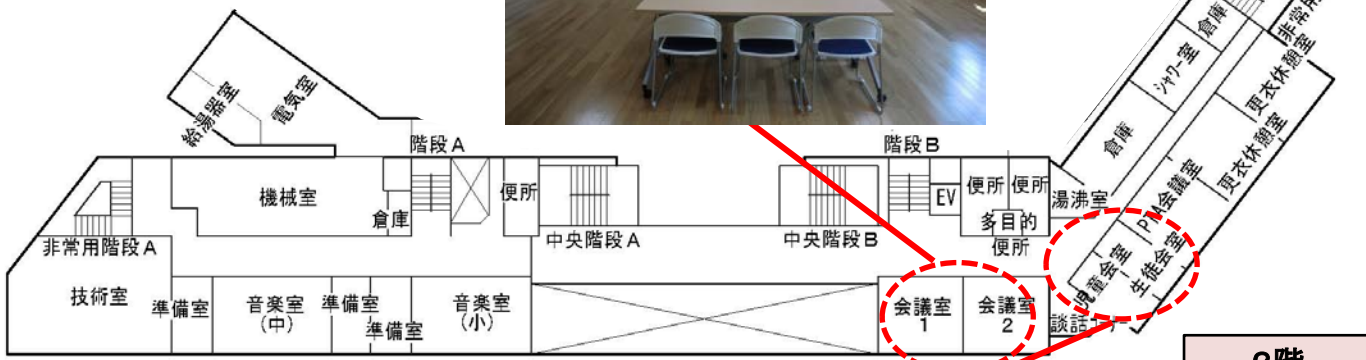
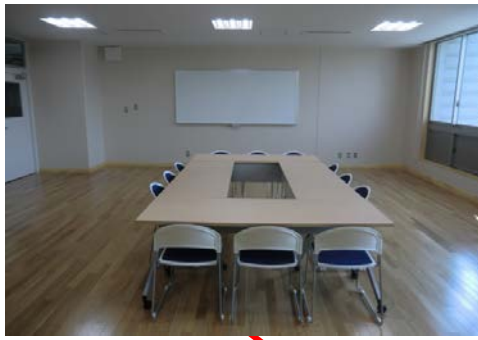
- ◆新設校の体育館の面積は、小・中とも約7割ほど拡充しており、バレーコートでは、小・中ともに2面ずつ（計4面）確保している。
- ◆安定した地中熱を利用したクールヒートトレンチを導入することにより、1年を通して快適な室内環境を維持できる。



給食室

- ◆小・中学校ともに自校方式による給食を提供する。
- ◆アレルギー対応用の調理施設を調理室内に整備し、アレルギーの原因となる食材の混入を完全に防止する。
- ◆食育の観点から、子どもたちが調理作業風景を見学できるような造りとしている。





2階

隣り合った生徒会・児童会室
 児童会と生徒会が協力して、年間行事にあわせて様々な企画を行うことで、小中学生の連携力と自発的な企画力を高める。

小中合同の職員室
 小・中学校の教職員が、連絡体制や情報共有を密にして、児童・生徒理解に努め、協力して子どもたちの指導にあたる。また、職員会議のみならず、日常の学校生活の中で、子どもたちに対する緊密な情報共有を継続していくことで、学級間・学年間・校種間や教科別など、教職員間の多様な連携を推進し、子どもたち一人一人の特性・状況を見つめ、個に応じたきめ細かな学習指導や生活指導を行っていく。



3階

学習室
 児童・生徒が放課後の学校においても学習できる場として、予習・復習や宿題を行う学習室を職員室と同じフロアに整備し、学習習慣の定着を図り、しっかりとした学力を身に付けさせる。また、地域のボランティアによる学習指導の場としても検討していく。学力向上のため少人数指導等の学習の場としても活用できる。



新校舎での指導について

- ◆小学校からの発達段階に応じた指導により学力を着実に身に付けさせ、9年間を見通した系統的・継続的な指導により、学力の向上を図る。また、板書のまとめ方や「めあて」「まとめ」の設定をそろえるなど、小学校と中学校の授業に連続性を持たせることで、中学校への進学不安を解消させる。
- ◆小・中学校の教員同士が互いの授業に立会い、研究を行うことで、指導方法の共有、向上を図り、より効果的な学習指導を行っていく。
- ◆小・中学校の教員の連携により、中学校教員の小学校へのお出前授業や複数の教員による授業（チームティーチング）、総合的な学習などでの合同授業を実施し、発展的な授業や習熟度に応じた授業を行っていくことで、学力の着実な定着と更なる向上を図る。
- ◆普通教室・特別支援教室に電子黒板を導入し、画像・映像や音を効果的に使った授業を展開することで、よりわかりやすい授業を展開し、学習への興味関心を大きく刺激しながら学力を伸ばす。

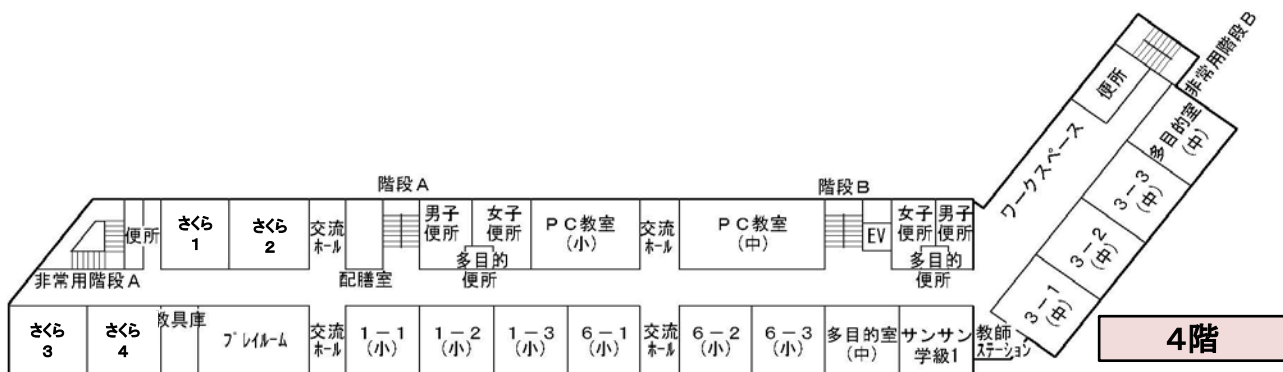
【電子黒板を用いた学習活動】

- ・教科書の内容、地図や表などを黒板に大きく投射し、補足説明や留意事項を書き込みながら、子どもたちの関心や意欲を高める授業を行う。
- ・デジタル教材を活用し、音や映像を用いた授業を展開する。
- ・教員の自作教材により、よりわかりやすい授業を行う。



- ◆英語の授業について、中学校教員の小学校へのお出前授業や電子黒板の効果的な活用により、子どもたちの英語力の向上を図る。

- ◆小学生が中学校の部活動に参加できる仕組みづくりを行い、中学校入学時点でのスキルアップや心身の成長につなげる。



普通教室・特別支援教室
 児童・生徒用の机・椅子は
 すべて新しいものを導入している。



ワークスペース

今までの中学校になかった広い空間を、学年集会や総合的な学習などに有効活用する。

多目的室（5階・6階）

今までの小学校になかった、2教室分のスペースのある多目的教室を外国語活動や総合的な学習など様々な場面で活用し、子どもたちの創造力や学力の向上を図る。

小中隣り合った特別教室（例：理科室）

学習の状況に応じて、小学生が中学校の特別教室を使った発展的な授業を展開することにより、小学生の興味をより引き付け、学習意欲を高めていく。



小中合同の図書室

図書室を小中合同とし連続性を持たせることで、発展的な学習や振り返り学習を行いやすい配置としている。

図書室内の書架、閲覧用の机・椅子などは、部屋の一体感を持たせる観点から、新規に導入している。



図書室



閲覧用机・椅子



書架

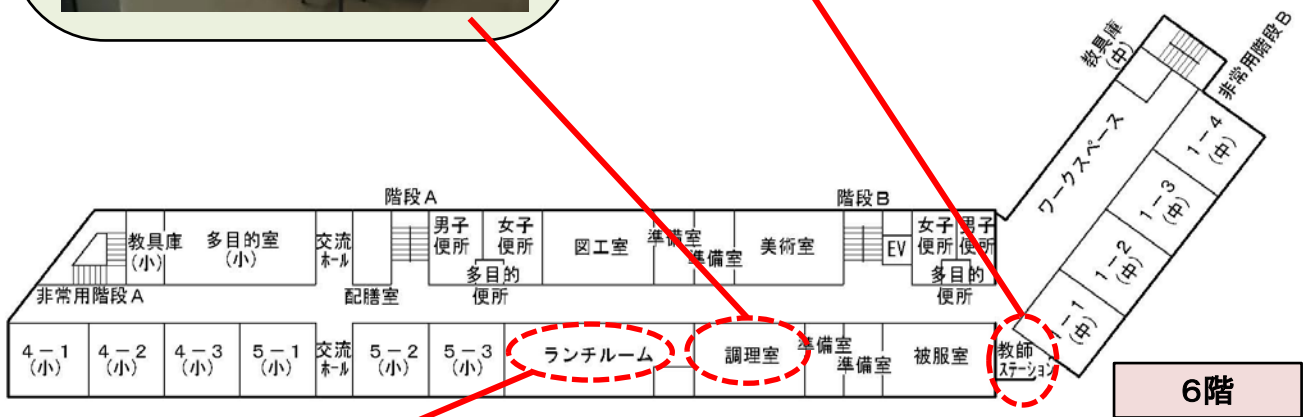
調理室

小・中学生の体格差を考慮し、高さ調整機能付きの調理台を導入。また、授業で作った料理を楽しく食べることができるようランチルームとも接続している。



教師ステーション

各フロアの教師ステーションに教員が駐在し、学習指導や生活指導、相談対応などを行うことにより、子どもたちとの日常のつながりを強化し、きめ細かな指導を充実させる。



ランチルーム

◆ランチルームでの交流給食を通して、上学年が下学年を指導し、校種・学年を超えたより良い交流ができる場を創出する。学年間で使用できる足掛け付の椅子と、テーブルを導入。

◆日常の、同級生とは異なった仲間と給食を一緒に食べることで、様々な人とのコミュニケーション力を養成する。



ランチルーム



※屋上には、屋上広場、学級園、太陽光パネルを配置

